

# 有機溶剤中毒予防規則の適用除外化と環境への取組み

当社では、有機溶剤中毒予防規則(以下、有機則)の対象となる有機溶剤について、有機則「対象外」の有機溶剤への切替を、2026年3月18日をもって全工程で完了いたしました。

本取り組みは、従業員の安全確保および健康リスクの低減に加え、環境負荷の低減と持続可能な生産体制の構築を目的としたものであり、企業としての社会的責任(CSR)を果たすための重要な施策と位置付けております。

以下に、本取り組みの目的および具体的な内容をご紹介します。

## 1. 目的

- ・作業環境の改善と従業員の健康リスク低減。
- ・SDGsの目標『3. すべての人に健康と福祉を』『12. つくる責任 つかう責任』『13. 気候変動に具体的な対策を』への貢献を通じ、企業の社会的責任を果たすこと。



## 2. 実施内容

- ・有機則対象の有機溶剤を全工程で廃止し、対象外の有機溶剤に切替  
(代替品:有機則対象外の低VOCタイプの有機溶剤、水系塗料など)
- ・実施日:2024年8月~2026年3月

## 3. 環境・社会への貢献

- ・有機則対象外溶剤への切替に加え、低VOC製品の選定を行うことで、作業環境および大気環境双方への負荷を低減
- ・従業員の安全性向上および健康リスクの低減

## 4. 今後の取組み

- ・有機則の適用対象外となりますが、自主的な安全衛生管理およびリスクアセスメントを継続します。
- ・SDGs達成に向けた取組みを強化(省エネ、廃棄物削減など)します。

本件に関するお問い合わせは、管理部(電話:047-327-4111)までお願いいたします。

以上